

自転車の青切符について ～インターネット情報から～

1 はじめに

昨年の警察庁発表によると、全国の交通事故発生件数は年々減少している一方で、自転車に関係する事故の占める割合は増加傾向が続いているうえに、2022年の自転車に関係した死亡・重傷事故7,107件のうち、73.2%で自転車側に違反行為があったという。

こうした状況を受けて、警察庁は有識者会議で取締りの在り方などについて検討した結果、自転車にも自動車やオートバイのように反則金を課すいわゆる「青切符」による取締りを導入する方針を固めた。そして、2024年3月5日に自転車「青切符」導入の道交法改正案が閣議決定された。通常国会で成立後2年以内の施行となるので、2026年から施行されることとなり、身近な交通手段としての自転車の取締り環境が大きく変わることとなる。

2 取締りの対象となる年齢

取締りの対象は16歳以上となる。その理由は、最低限の交通ルールを知っていると考えられること、原付免許などを取得できる年齢であること及び電動キックボードを運転できる年齢であることが考慮された。

3 取締りの対象となる違反

100余りの違反が対象となり、このうち重点的に取り締まるのは、事故につながる恐れのある重大な違反行為とされている。具体的には次の内容である。

① 信号無視 ②一時不停止 ③右側通行などの通行区分違反 ④自転車の通行が禁止されている場所を通ること ⑤遮断機が下りている踏切に立ち入ること ⑥例外的に歩道を通行できる場合でも徐行をしないこと ⑦ブレーキが利かない自転車に乗ること ⑧携帯電話を使いながら運転すること ⑨傘を差したりイヤホンをつけたりしながら運転するなど都道府県の公安委員会で定められた遵守事項に違反すること、が対象となる。

4 反則金の一例

① スマホ：12,000円 ②ヘッドホン・イヤホン：5,000円 ③傘差し運転：5,000円
④緊急車両に道を譲らないで妨害：5,000円 ⑤信号無視・一時停止無視・右側通行・歩行者妨害：6,000円 になる予定。

5 赤切符の対象

酒酔い運転や酒気帯び運転などの飲酒運転、携帯電話を使用しながら事故につながるような危険な運転をした場合は、これでどおり「赤切符」が交付され、検察に送付され、刑事手続きとなる。

以 上